

摂津市議会

# 文教常任委員会記録

平成25年12月6日

摂津市議会

# 目 次

文教常任委員会

12月6日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局職員、審査案件 .....	1
開会の宣告 .....	2
市長あいさつ	
委員会記録署名委員の指名 .....	2
議案第60号所管分の審査 .....	2
質疑（東久美子委員、安藤薫委員）	
議案第66号、議案第67号、議案第68号の審査 .....	6
質疑（安藤薫委員、南野直司委員、東久美子委員、大澤千恵子委員）	
議案第87号の審査 .....	26
質疑（安藤薫委員）	
採決 .....	27
閉会の宣告 .....	27

## 文教常任委員会記録

### 1. 会議日時

平成25年12月6日(金) 午前10時1分 開会  
午後 0時3分 閉会

### 1. 場所

第二委員会室

### 1. 出席委員

委員長 嶋野浩一朗      副委員長 大澤千恵子      委員 東久美子  
委員 南野直司      委員 安藤 薫

### 1. 欠席委員

なし

### 1. 説明のため出席した者

市長 森山一正      教育長 箸尾谷知也  
教育総務部長 山本和憲      子育て支援課長 木下伸記  
次世代育成部長 登阪 弘      同部次長 若狭孝太郎      こども教育課長 小林寿弘  
生涯学習部長 宮部善隆      文化スポーツ課長 日垣智之  
文化スポーツ課長代理 飯野祐介

### 1. 出席した議会事務局職員

事務局局次長 藤井智哉      同局書記 長澤佳子

### 1. 審査案件(審査順)

議案第60号 平成25年度摂津市一般会計補正予算(第5号)所管分  
議案第66号 指定管理者指定の件(摂津市青少年運動広場ほか6施設)  
議案第67号 指定管理者指定の件(摂津市立温水プール)  
議案第68号 指定管理者指定の件(摂津市立第1児童センター)  
議案第87号 摂津市立テニスコート条例の一部を改正する条例制定の件

(午前10時1分 開会)

○嶋野浩一朗委員長 おはようございます。ただいまから、文教常任委員会を開会いたします。

理事者から、挨拶を受けます。

森山市長。

○森山市長 おはようございます。

本会議に引き続きまして、本日は、文教常任委員会をお持ちいただきまして、大変ありがとうございます。

本日は、過日の本会議で当委員会に付託されました案件についてご審査を賜りますけれども、何とぞ慎重審査の上、ご可決賜りますよう、よろしく願いいたします。

一旦、退席させていただきます。

○嶋野浩一朗委員長 挨拶が終わりました。

本日の委員会記録署名議員は、大澤委員を指名いたします。

審査の順序につきましては、お手元に配付しております案のとおり行うことに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗委員長 異議なしと認め、そのように決定いたします。

暫時休憩いたします。

(午前10時2分 休憩)

(午前10時3分 再開)

○嶋野浩一朗委員長 再開いたします。

議案第60号所管分の審査を行います。本件につきましては、補足説明を省略して質疑に入ります。

それでは、質疑のある方、挙手にて。

東委員。

○東久美子委員 補正予算書の39ページの設計委託料について説明をお願いいたします。

○嶋野浩一朗委員長 木下子育て支援課長。

○木下子育て支援課長 そうしましたら、私のほうからご答弁申し上げます。

設計委託料の内容ということでございますけれども、今年度、千里丘小学校におきまして、学童保育室の建築を当初予算にて計上させていただいております。

この事業を進めるに当たりまして、大阪府の建築確認の担当部署と協議を行う中で、学校校舎部分におきまして、基準に適合しない箇所があるため、対応が必要であるとの助言をいただきました。至急に改修の計画を作成し、大阪府に示す必要があることから、その設計に係る経費として補正をお願いするものでございます。よろしく申し上げます。

○嶋野浩一朗委員長 東委員。

○東久美子委員 府からの指摘なんですけれども、その時期、説明されていたかもしれませんが、それから今後の工期についてお聞かせください。

○嶋野浩一朗委員長 木下子育て支援課長。

○木下子育て支援課長 今回、指摘がございました件でございますけれども、大阪府とは継続的に協議をしております、今年度、建築確認の協議をしていく中で判明してきたものでございます。

大阪府との協議では、工事を実施する学童保育室部分だけではなく、小学校全体が建築確認の協議の対象になるとの見解であり、この協議を行ってきた中で、このたび改修の必要な箇所が判明し、今回の補正予算をお願いするということになったものでございます。

今後の見込みということでございますけれども、今年度中に学童保育室の建築を完了させたいということで考えておきまして、12月の中旬ぐらいには、大阪府から現地の確認に来ていただけたということになっておりまして、手続を行う

中で、1月の末ぐらいに建築確認の検査済書書の交付を受け、2月に工事の施工を始めまして、3月に完成、下旬には工事検査を受けて、4月から児童が使える形にできるように、各方面と調整に努めていきたいというふうに考えております。

○嶋野浩一朗委員長 よろしいですか。

東委員。

○東久美子委員 具体的な、5月やったら5月から協議とかいうふうな形で、どれぐらいの期間、長さですけれども、かかったのかということ、お答えいただけますか。

○嶋野浩一朗委員長 木下子育て支援課長、府と協議をされる中で、当初は学童保育室だけの改修ということでお話しされてきたと思うんです。それを府と協議をされる中で、エリアが広がっていったという経緯があると思うんですけれど、それは大体、いつごろかというのはわかりますか。そこら辺、ちょっとわかる範囲でお答えいただいたらと思いますけれども。

木下子育て支援課長。

○木下子育て支援課長 昨年度3月以降から継続して協議を続けてきておりまして、大阪府から最終的に学校部分を含めてということで話を受けたのが9月末、10月といった時期で話を受けたものでございます。その後、大阪府とも話を継続して、続けてきておりましたけれども、最終的にこういった形で補正を組ませていただいて、改修の計画を示しなさいということでお話がございましたのが先月、11月に入って、最終的にそういったお話になったということで、今回の補正予算の計上という流れできたものでございます。

○嶋野浩一朗委員長 東委員。

○東久美子委員 今のご説明で、かなり

長い期間、協議があったということがわかりました。

初めは学童そのものの施設、建物の建て替えだったのが、学校全体の建築基準にかかわっての見直し等が必要ということで、この時期にきたということはわかりました。

今後、また、摂津市内の学校のいろいろな部分の不都合が出たときに、このような例にならないように、学校全体の建築基準とか、そのものから検討というんですか、繰り返さないようにというんですか、こういうふうに長い期間にならないように、また、府のほうとの協議を丁寧にというんですか、府との協議のことですからよろしくお願いします。

今、私のほうが一番、心配しておりましたのは、子どもたちが実際に4月から使えるのかどうかということでは非常に心配していましたが、今の説明で、子どもたちは4月から使えるということですのでよろしいですね。その確認をお願いいたします。

○嶋野浩一朗委員長 木下子育て支援課長。

○木下子育て支援課長 先ほどもご答弁申し上げましたけれども、3月中に完成できるように各方面と調整をし、大阪府とも協議を進めて、4月から使えるような形で努めてまいりたいと思っております。

○嶋野浩一朗委員長 よろしいですか。

○東久美子委員 はい。

○嶋野浩一朗委員長 ほかにございますか。

安藤委員。

○安藤薫委員 今、ご説明をいただいて、概要はわかったんですけども、千里丘小学校の学童保育が2教室あって、これまで校舎内の空き教室と、それから、校舎

の外のプレハブ、2つに分かれていた。非常に子どもの安全の面においても、それから、連絡ですとか、指導員同士のコミュニケーションを図るという点でも非常に不都合があるということで、1つに、1か所にまとめていこうということで、学童保育室が平成24年度に実施設計されて、平成25年度の当初予算には、新築工事の予算まで組まれていたということでありました。

今回、いろいろな協議の中で、予測していなかった事案が出てきたということでの増額補正ということではありますが、今回の増額補正でそういった学校のどこをどのように直していかなければいけないのか、その点はどうか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

といいますのも、今後、学童保育室を含めて学校施設の改修であるとか、それから、中学校給食が今後、今、検討中がありますけれども、配膳室等の改修等があると思うんです。そのときに、また、同じように実施設計を、中学校給食の場合は今年度、実施設計をして、来年度の工事予算ということではありますが、それがまた新たに協議の間に必要なものが出てきたということで工事がおけると、または、増額補正が必要になるということになるということも考えなければいけないんですが、なっちはいけないんじゃないかと思っておりますので、そういった観点からちょっとお聞かせいただきたいと思います。

それから、現状、工事が始まっていく見込みで、今年度、予定されていたと思いますが、今の千里丘小学校の学童は、どこで今、保育が実施されているのか。今、現状の校舎とプレハブに分かれているのか、もしくは、また別の施設で学童保育が実施されているのか。それから、

工事の期間中についてもどうなのか。その点について、2点、お聞かせいただきたいと思います。

○嶋野浩一郎委員長 木下子育て支援課長。

○木下子育て支援課長 それでは、まず、1点目のご質問でございますけれども、今回、改修が必要になってくるのは、学校の校舎でございますが、指摘を受けた部分といたしましては、廊下の幅が現行の基準を満たしていないというものでございます。建築当時は検査済証も取得しておりますけれども、厳格化が進む中で不適合になっているというものでございます。

どのような改修方法にするかというのは、現在、大阪府とも協議をしております。設計を行う中で、最終的にそのクリアする方法については詰めてまいりたいというふうに考えております。

また、2点目の現在の学童保育の実施場所ということでございますけれども、もともと実施しておりましたプレハブ以外の教室のほうも1か所使っておりますのと、その同じ棟で2階、3階と2教室を使って実施しております。工事期間中につきましても、学校のほうとお話をさせてもらう中で、そのまま使わせていただき、学童保育室が完成後、引越しをするという形で考えております。

○嶋野浩一郎委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 校舎ができた当初については適合の建物であったけれども、この間の建築基準法等の改正や、細かな充実の改正によって、現状での基準には適合していないということから出てきた問題だということで、具体的には、廊下の幅を広げるということなどが今回、求められているということだと思います。

私、疑問に思うのは、やはり学校施設

を管理しておられるわけですから、従来の基準と、今後、新しい増築や新築をやる際に、全体の学校施設の基準がかかわってくるということがなぜ、わからなかったのかと。それをある程度、見越した上で、当初からやはりきちんと大阪府との協議に臨むことが本来、あるべき姿ではないかなというふうに思うわけです。

今回が初めてのケースかといえば、いろいろな事情もありますし、施設の違いもあるかもしれませんが、この間、例えば、先の議会でもありましたけども、スポーツセンターの用途がえの問題でも、当初予算を組んだ後の増額補正であるとか、変更であったりということが起きました。

また、ちょっとさかのぼりますけども、学校の統廃合後に、今の味舌小学校の校舎の増築をやる際でも、スタートはしたけれども、建築基準法の日影規制等にあって大きく見直しが行われたということもあります。制度上の問題ということで、やむを得ないものはあるかもしれませんが、予測ができないというものではないというふうに思うんですけども、その点については、建築課との打ち合わせといいますか、専門的な知見を、アドバイス等を受けて進めるべきではなかったかと思いますが、その点のお考えについてちょっとお聞かせいただきたいと思います。

それから、現状は、学校の空き教室等を使っておられるということなんです。もう一つの使っていないプレハブということもおっしゃったかと思うんですけど。当初の予定していた工事の工期と、今後、3月末までには何とか完成させたいというようなお話でありましたけども、学校側のほうもいろいろ少人数学級であるとか、いろいろな取り組みで学校の施設が必要だということもあるんじゃないかな

というふうに想像するわけですけども、工事の間の従来の1室から2室を使われるように拡大されていくということが、学校との関係でいくとどうなんだろうかと。学校施設としてはどうなんでしょうか。完全にあいているから、これは別に使っていただいても構わないものなのか、これはかなり融通といいますか、子どものことですから、学校としても協力をするというようなことでやっておられることなのか。施設面についてちょっとお聞かせいただきたいなというふうに思います。

○嶋野浩一朗委員長 木下子育て支援課長。

○木下子育て支援課長 それでは、ご答弁申し上げます。

まず、1点目ですけれども、確かに、安藤委員ご説明のとおり、工事を行うに当たって、現行の基準をしっかりと理解した上で手続を進めるべきであるということ、その件につきましては、教育委員会として十分な認識ができていなかったということにつきましては、今後の反省材料であるというふうに考えております。

また、庁内の担当の専門職がいる部署と十分に連携がとれていなかったということにつきましても、やはり今後、反省をすべき点であるというふうに認識しております。

学校での教室の利用についてでございますけれども、現在、必要最小限で我慢していただける教室について、無理をお願いいたしておりまして、その1教室分の、学童保育室の教室をあけていただいているという現状でございます。

学校とお話しする中で、理解をいただいて、3月末までは現行の学童保育室を利用していただき方ないということでお話をいただいております、早急に学童保育室の建築を進めて、学校施設に支障

を来さないように努めてまいりたいと思っております。

○嶋野浩一郎委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 新たな基準に基づいて廊下の幅を広げることなど、いったら、子どもたちの日々に暮らしの場でもありますから、安全面でいえば、前進するという点においては、これはやらなければならないことはやらなければならないというふうに思います。

ただ、今後、今までの経過と、それから、今後についても、より専門的な知見を集めていただいて、もちろん、そのとき、そのときの事情もあって、増額補正が必要な場合というのでも出てくるかとは思いますが、極力、こういう技術的な問題については、きちんとした精査と、専門家の情報、大阪府との日常的な協議の中で、一定予測可能なものだというふうにちょっと思うわけです。その点については、なお、今後、多くの施設を管理している所管としては研究を重ねていただいて、できるだけ途中で予定が変更になるようなことがないようにしていただきたいということを要望しておきたいというふうに思います。

それから、施設面については、学校のほうにも無理を言って協力していただいていると。同じ子どものことで、それはもう協力していただけるものだというふうに思うわけですが、学校教育の運営上の問題もしかり、それから、子どもたちの安全とか、生活の場であるということから考えても、やはり1日も早く学童保育室の工事が完成して、運用ができるように努力していただきたいと思っております。

先般、新聞報道でも、文部科学省が学童保育室の基準、40名定員というようなことで、施設の充実のための検討をされているという報道がされていました。

今後、摂津市の学童保育室の改善や充実についても、こうした方針というのは、私は歓迎すべきことだと思いますが、ここにもまた建築の問題、それから予算の問題というのがかかってくるかと思っておりますので、前向きな論議をしていただきながら、より精査して、より増額がないように、変更がないように進めていただくことを要望しておきたいと思っております。

○嶋野浩一郎委員長 よろしいでしょうか。

以上で質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

(午前10時23分 休憩)

(午前10時24分 再開)

○嶋野浩一郎委員長 再開いたします。

議案第66号、議案第67号及び議案第68号の審査を行います。

本3件につきましては、補足説明を省略し、質疑に入ります。

質疑のある方、おられますか。

安藤委員。

○安藤薫委員 それでは、指定管理者指定の件、3件の議案について一括と、それから、一つ一つ、個別の問題についてはお聞きしていきたいと思っております。

指定管理者制度が始まって、今回、指定管理者のあり方についての検討会が開かれて、第2次指針が策定されて、改めて公募、非公募、それから、民間の会社にも指定管理者を募集していくという、新たな方針のもとで、今回、候補者の選定を行っていただいた上で決定することでのご提案だと思います。

先日の本会議で野口議員が質問いただきましたが、この間、私も公募による指定管理者で、民間事業者が公の施設を指定管理者として管理をしていくという点においては、文教常任委員会において、既に図書館で実施されてきましたので、指



定管理者制度の問題については、何度もここで議論させていただいてきたと思います。経費削減のみを観点にした指定管理者制度はよくないと。市民サービスの向上に資するものであるということ。それから、指定管理者制度がスタートした当初は、指定を受けた企業が放り出してしまったりとか、または、不適合であったりということ、指定管理者制度そのものが大きく混乱があったこと。料金のみで安いところを選んだことによって、結果、市民サービスへの停滞を招いたというような事案が全国で発生したことから、総務省がこの指定管理者制度の運用について見直しの通達や通知等を出されてきました。2008年には、総務省の行政局長通知だったかと思いますが、指定管理者の運用についてということで、3項目ほど出されましたし、2010年12月には、改めて留意事項であるとか、チェックをしなければいけない点があるということで、全国に通知を出されてきた経過があります。

こうした総務省等の通知を受けて、第2次指針がつけられました。私はその中で特に、公の施設を第三者に指定をお願いしていくという中で、大事なことは、やはり誰から見てもその選定が、もしくは、評価が適正である、公正で透明性が図られている、客観性から見ても大きな問題がないと言われるような体制を、システムをつくっていくことだというふうに申し上げてまいりました。

選定においての専門性を見地をどのように入れていくのか。それから、情報公開、説明責任、客観性という問題が問われてきていると思いますが、そういう観点から、今回の指定管理者選定の過程はどうだったのかについてお聞きしたいと思います。

今回、文教常任委員会所管の3案件は、いずれも公募によるということでありますので、選定委員会の選定も大きな議論に係るべきものではないかなというふうに思っています。

それでは、最初にスポーツ広場等、体育施設について、指定管理について具体的にお聞きしていきたいと思います。

1つは、プレゼンテーションが9月20日に行われました。応募したのは、今回、候補者になって、提案されている摂津市シルバー人材センターのみということでありました。本来、公募にかけるといことは、複数者の実施計画等を受けて、その中から適正に選んでいくということが公募の大きな趣旨の一つ一つであるということですが、1者のみであった。この1者のみであった場合、選定はどうするのかということ、やはり、審査項目、応募要項の中にあります1つの審査項目についてチェックをして、基準を満たしているのかどうか、その上で適切かどうかということ判断していくんだというふうに報告書の中にも書かれていますが、まずは、そのプレゼンテーションが行われた9月20日、どういった方がこのプレゼンテーションに、審査に参加されているのか。私は、選定委員が主な対象者だと思いますが、その出席者はどなたか。

それから、プレゼンテーションが終わった後の審査、プレゼンテーションの日に決定するということは私はないと思いますので、こういったプレゼンテーションを受けて、1者のみだったけども、ここについてどうなのか、一つ一つ項目についてチェックをするのはいつやられて、どのメンバーでやられたのかについてお聞きさせていただきたいというふうに思います。

それから、青少年運動広場、体育施設、ちょっとこの点、最初に聞かせてください。

それから、温水プールについてですが、温水プールについても、プレゼンの日付は10月4日だと、報告書のほうにも報告をいただいておりますが、では、今度は、温水プールについては、今回の候補者であります摂津市水泳連盟のほかにもう1団体、2団体が応募されてきた。中で評価点を出して、高い点数のところを検討を重ねることによって、候補者にされたということではありますが、その評点をつけた日付、参加者は6名ということであり、6人で採点をされていますが、その参加者はどうであったのかお聞かせいただきたいと思っております。

次が第1児童センターについてであります。

こちら公募で3つの団体が応募されました。従来から指定管理者として運用されてこられた摂津市社会福祉事業団が今回、採点も一番、高い点数をとって、今回の候補者として、指定管理者の指定の団体として提案されているわけですが、この福祉事業団を選定する選定評価をされた方の人数が4人だと。選定委員のメンバーは6人ですが、4人で実施されていたということで、その点は、その評価は、これも同じですけど、いつ、どこで行われたのか、欠席者はどなただったのか。それから、プレゼンについても同じように欠席をされていたのか。ちょっとその点について最初にお聞かせをいただきたいというふうに思います。

○嶋野浩一朗委員長 日垣文化スポーツ課長。

○日垣文化スポーツ課長 まず、体育施設にかかわりますご質問でございますが、

9月20日に選定委員会でプレゼンテーションが行われました。

選定委員会の選定委員でございますけれども、外部委員が2名と、内部の委員が3名、計5名の出席でございます。

続きまして、温水プールでございますが、プレゼンテーションは10月4日に実施されております。参加者でございますけれども、委員長と外部委員が2名、内部委員が3名でございます。

○嶋野浩一朗委員長 第1児童センターにつきまして、小林こども教育課長。

○小林こども教育課長 第1児童センターにつきましては、3団体の応募がございました。9月24日にプレゼンテーションを行いまして、そのときの選定委員のメンバーでございますけれども、外部委員の方が1名、内部委員の方が3名の出席の合計4名により審査を行いました。

事前には書類を各委員にはお渡ししておりますので、その書類とプレゼンテーションの内容を含めて、その時点で点数をつけていただいて、指定管理者の候補者を選定していただいたところでございます。

○嶋野浩一朗委員長 安藤委員が聞かれておられるのは、プレゼンテーションの日は何名の方が出席されておられて、具体的には、その後日になると思っておりますけれども、審査のときには皆さん、出席されていたのかということについても聞かれておられますので、そこら辺も改めてご答弁いただきたいと思っておりますけれども。

それでは、体育施設と温水プールの件につきまして、そのあたり、日垣文化スポーツ課長、お願いできますか。

○日垣文化スポーツ課長 審査の出席者数でございますが、体育施設につきましては5名出席いただいております。温水プールにつきましては6名出席いただ

いております。

○嶋野浩一朗委員長 それと、体育施設のことにつきましては1社のみの応札ということで、それぞれのチェック項目についての可否についても議論されたと思えますけれども、そのあたりについてご答弁いただけますか。

○日垣文化スポーツ課長 選定委員会のほうでございますけれども、体育施設でございますが、1者では相対評価ができないという形で、比較ができませんので、個別の各審査項目につきまして、その団体に管理運営を任せることができかどうかをプレゼンテーションで総合的に勘案して、候補者としての適否を判断されておりまして、具体的には、4つの項目をもとに判断されています。

まず、1点目に、指定管理者の適正についてでございますが、当法人は指定管理者として公の施設での運営実績があり、施設の設置目的や指定管理者の役割を十分、認識されており、プレゼンテーションでもその熱意、意欲が感じられ、指定管理者の適性を満たしているとの評価をいただいております。

2点目といたしまして、摂津市立体育施設の管理運営体制についてでございますが、現場の施設運営につきましては、当法人の会員がスタッフとして従事してきた実績があり、また、今回の体育施設の指定管理を行うために、スタッフのスキルアップや接遇の研修を実施されるなどの提案もあり、指定管理者をしっかりと行っていただける体制であるとの評価でございました。

3点目といたしまして、地域利用者対応についてでございますが、スタッフとして従事する同法人の会員には、市内在住者であることや、事業計画書では、仮に会員以外の職員を採用する必要が生じ

た場合であっても、市内在住者を優先採用することとされており、地元雇用についても十分、配慮がなされているということと、また、利用者や地域住民への対応につきまして、同法人として、専門職員を充てて対応されるということと、さらに、地域の幅広い年代の方が楽しめるスポーツプログラムを検討されるとの提案もあり、地域住民、利用者への柔軟な対応と利用者サービスの向上が図られるのではないかとこの評価でございました。

4点目といたしまして、管理運営計画の効率についてでございますが、提案いただいた、指定管理料の額も限度額を下回っており、経費節減の工夫が事業計画書や収支計画書からもうかがえ、効率的な運営が見込まれるとの評価でございました。

以上のことを、期待も含めまして、総合的に斟酌いたし、選定委員会として同法人が指定管理者として適正であるとの判断に至ったものでございます。

○嶋野浩一朗委員長 ありがとうございます。

それでは、小林こども教育課長。

○小林こども教育課長 第1児童センターの選定委員6名のうち、出席者につきましては、先ほど申しました、外部委員の方1名、内部委員の方3名でございました。欠席者につきましては、外部委員1名、内部委員1名でございました。この外部委員の方につきましては、応募された団体の監事をされているといったことで、当日は選定から外れていただいております。

○嶋野浩一朗委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 ちょっと選定委員の出席状況とか、いつやられたのかということをお聞きしたのは、やはり選定委員会というのは公平で公正な指定管理者を選ぶ

ために組織されていると。条例に基づいて、選定委員会設置要綱を設けられてつくられております。副市長を委員長として、市長公室長、それから、総務部長、それから、所管の部長、それから、外部の識見を有する方2名ということで、6名であります。6名の方々がそれぞれ応募されてきた団体のプレゼンを聞いて、適正に判断をしていくと。そのための資料として報告書を配られたと思うんですけども、一つは、第1児童センターなんかですと、一つの問題として、審査をする6名の中で2人も欠席をして審査したことが、果たして、本当に適正な審査だったと言えるのかという疑問が出てくるわけです。第1児童センターの審査については、本会議でも答弁がありましたように、候補団体の監事をやっておられる方が選定にかかわるといのはよくないということで、選定にはかかわっていないというようなことであったと思いますが、もう一人、内部委員の方が欠席されているということについてはどうなのか。これは今回の指定管理者指定について、公募の案件はかなり多くありますが、かなりの施設の選定において、内部委員も欠席されているケースが目立っています。そうした状況のもとで点数がつけられて、上位の団体が選ばれていっているわけで、少数で審査する委員会で2人も欠席して選ばれた点数、しかも第2位との差が非常に少ない、十数点の差しかない場合は、6名全員でさまざまな角度から検討した上で、ひょっとすると、場合によっては、その評価、点数の上位が入れかわる可能性もないとは言えない問題だと思うんです。適正、公正、透明性という点で言うと、そういった疑問に対して、やっぱりきちんと答えていく必要が所管の課にはあると思うんです。

指定管理者選定委員会のほかに、所管の部の中に検討幹事会というのを設けるということになっているかと思っておりますので、選定委員の選定における基準であるとか、庶務とか、さまざまな問題については所管の部でも当然、把握をしておいてしかるべきだというふうに思うわけですが、こうした今の現状、きのうの議論を聞いていますと、委員長が欠席されているということでありました、民生常任委員会のご答弁の中には、指定管理者選定委員会の委員長が欠席をされていたということではありますが、今回、委員長が欠席して、指定管理者選定委員会が開かれるのかということも非常にちょっと疑問を持つわけですが、その点、この今回の文教常任委員会所管の選定について、内部委員の方の欠席者というのはどういう方がされているのか。また、その点についてどのように所管としてお考えになっておられるのかについてはお聞かせさせていただきたいと。

それから、もう一つは、やはり公募で複数団体で評価をしていくという点からいうと、残念ながら1者しか応募がなかった体育施設ですね。体育施設、それでも1者でも一つ一つの項目について適切かどうかということ判断するという点では、選定委員がきちんと集まって審査をする場が私は必要ではないかなというふうに思っているわけですが、今、ちょっとお聞きしたところだと、プレゼンテーションの場で判断をされたんですか。その点、もう少し細かく、1者のみの応募での評価について、適正に、1者であってもやっぱりきちんと判断しなければいけませんし、場合によっては、選ばれるところがないということもあり得るということは、応募の中できちんとお知らせをされているわけですので、その点につ

いてちょっとお聞かせいただきたいと思います。

細かくちょっと触れると、体育施設は評価点がないわけですから、総合的な点数だと言われてしまえばそれまでですけども、しかし、客観的な数字としては、これは大きな選定の材料ですので、それは1者だけだから出ないと。それなら、それぞれの項目についてきちんと精査をしていく場があってしかるべきだと思いますが、その場が持たれていたのかどうか、ちょっとお聞かせいただきたいと思いますというふうに思います。

あわせて、これは選定委員会の設置要綱の中にありますが、委員の欠格事項というのが第何条かにあったかと思えます。その欠格事項というのは、ご承知のとおり、その候補となる団体の無限責任社員、取締役、執行役、監査役、または、これに準ずべき者、及び、支配人の地位にある者は委員になることはできないというふうに定められております。今回の選定委員の中には、候補の監事をやっておられる方がいらっしゃるというお話でありました。この方は評点をつける場には参加されなかったけども、選定をする過程、基準の議論であるとか、プレゼンテーションへの参加であるとか、それから、最終、選定委員会として、候補者を決定する場においてはどのようになっておられたのか。その点でいうと、その選定委員会そのものが問われてくるのではないかと思いますけども、出席されていた所管の部長はどうだったのかちょっとお聞かせいただけたらなというふうに思います。

選定委員会のことにちょっと集中しているんですけども、ちょっと最初、そういった議論だけさせてください。

○嶋野浩一郎委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

日垣文化スポーツ課長。

○日垣文化スポーツ課長 まず、体育施設の選定委員会での出席者でございますけども、5名でございますして、欠席者1名ございまして、こちらのほうも委員長が欠席されておられます。

温水プールのほうは全員出席されております。

あと、選定の審査でございますけども、プレゼンテーション終了後に選定委員のみの場で協議されておられます。

○嶋野浩一郎委員長 小林こども教育課長。

○小林こども教育課長 第1児童センターの選定委員会におきましても、内部委員の欠席者については副市長、委員長でございます。外部委員の方1名も欠席でございますので、4名の審査となりました。当日は委員長が欠席ということではございましたけれども、選定委員会の設置要綱の中で、委員長にかわるものが職務を代理をするという規定もございまして、公室長のほうで選定委員会を運営していただきまして、プレゼンテーション、そして、その後の審査についても4名の方で実施していただいたところでございます。

あと、欠格事項にございます候補者の団体となる監事の方につきましては、選定にあたり、プレゼンテーション、最終の審査、得点をつける、こういったところにはかかわっていただいております。

○嶋野浩一郎委員長 部長というお話でしたけど、今、小林こども教育課長からお話をいただいたところで答弁は出ていかなと思いますけど、それでよろしいですか。

安藤委員。

○安藤薫委員 この間、指定管理者の問題については、教育委員会が先行して、

公募団体を図書館の指定管理者として選んできた経過がありますから、やはり図書館の選定においても選定委員会6名全員参加のもとで評点を行うと。4項目、何項目かの大きな項目の点数配分、それから、その下にある細かい配点も出されてやられたと。私どもは民間委託、指定管理者についてはその当時、反対の立場でいろいろな質問をしてまいりましたけども、そういった手続を踏んでこられたというふうに思うわけです。指定管理者がスタートした後も、摂津市民図書館等協議会の方であるとか、それから、利用者のアンケートをとられ、庁内のセルフモニタリングを行われて、ホームページ上で、評価点の公表までしてこられているという点については、中身云々は別として、手続的には私はしっかりやっておられるのではないかなというふうに思っているわけです。

それが、今回、多くの公の施設で、第2次指針を出すためのあり方検討委員会も長いこと時間をかけて行ってきて、外郭団体のあり方についてもかなり議論をされてきた。いろいろな矛盾もありながらも、こういう方針でいこうということでスタートして、いよいよじゃあ、選定の段階になったときに、選定委員会そのものが、委員長が欠席のときに、もちろんいろいろな事情がありますから、委員長が欠席のときも場合によってはあるかもしれませんが、代行で、委員長代行をやるという場が時と場合によってはあるかもしれませんが、多くの選定の場に委員長が参加されないような委員会で、しかもプレゼンテーションが終わった後、残った委員だけでやっていくということについて、これは、例えば、市民的に見ても、もう最初から結果は決まっていたんじゃないか、これはうがった見方かも

しませんが。透明性の担保であるとか、客観性という立場からいうと、疑問が出て僕はどうかなのではないかなというふうに思うんです。

もちろん、選定委員会の所管は政策推進課なのかもしれませんが、検討幹事会であるとか、所管の部署が責任を持って、今後、その施設の指定管理者との協議を行って、監督責任を持っているということでもありますから、選定は非常に大事ですし、今後のモニタリングにおいても非常に重要な資料になっていくものをつくっていく作業ですから、選定委員会そのものの権威そのものが、これでは非常になんじゃないかというふうに思うわけですけど、その点、どうお考えでしょうか。選定にかかわった方にちょっとお聞かせいただきたいなと思います。ちょっと選定委員会について、その点をお聞かせいただきたいのと、あとは、その選定の評点についてもちょっと聞いておきたいなと思います。

いろいろな項目が設けられて、評価点があって、配分があると。これはもうそれぞれ何を重視するかということで、配点が決められているかと思いますが、私は、一つは体育施設については、災害時の避難場所にもなります。そういう施設であるということから、災害時の体制や、危機管理体制について、今回、1者だけでしたので、その点はどのようにチェックされて、どうなのかということをお聞かせをいただきたいと思います。

それから、セルフモニタリング、それから、外部利用者の意見の集約、苦情処理、外部の第三者機関のモニタリング、それから、市庁内のモニタリングの体制なんかも、これはちょっと全ての施設についてお聞きしたいんですから、お聞かせをいただきたいと思いますし、それか

ら、現段階、現状ではスポーツセンターとか、府立施設の受付業務もやって、今の指定管理者の施設管理公社にやっていたかと思いたいでいるかと思いたいますが、スポーツセンターが廃止されて、新たな施設としてこれから切りかえられていく途上でありまして、新年度から摂津市シルバー人材センターのほうで引き続き、こういった業務も任せていくのかについてもお聞かせいただきたいというふうに思います。

それから、温水プールについては、こちら、2団体でありますけれども、評点の合計が6割を切っているんです。6人の参加者、1人持ち点100点、1位だった摂津市水泳連盟が350点ということです。満点からいうと6割に到達していないということなんです。図書館のモニタリングであるとか、評価でいきますと、6割未満というのは努力を求める。4割未満になると改善を求めるということで、6割以上になって初めて合格という基準になっていますので、単純にそれがシフトしているかどうかわかりませんが、6割に到達してしない、2団体とも、というところに対して、いや、適切だと判断されたことはどうなのか、ちょっとお聞かせいただきたいというふうに思います。

それと、個別の項目の中には、地域の利用者サービス、地域貢献、それから、利用者への情報発信、利用者や地域住民等への対応と対策、これは苦情対応とかです。それから、地域の利用者の方の要望を反映する工夫、それから、サービスの向上という項目がございますが、この点は、選ばれた摂津市水泳連盟よりももう1団体のほうが高くなっているという点、それから、管理運営計画の効率性においても、90点満点で摂津市水泳連盟は40点ですので、50点とれていないですね、5割とれていないんです。もう

1団体は、非常に6割に到達しているということではありますが、この点についてはどうですか。大事な分野だと思いたいますが、少なくとも他者と比べての相対的な点数とはいえ、満点が決まっているときに6割に満たない、もしくは、5割に満たないような項目があるということについては、それでも適切だと判断されたことについてはちょっとどんなふうに考えておられるのか、ちょっと聞かせたいと思います。

それから、第1児童センターについてですが、欠格要件について、それに当たる外部委員の方は、この選定については参加されていない、プレゼンテーションにも参加されていないというようなことでもありますので、結局、5人の中でやっていくという。5人の選定委員として、選定委員がいらっしゃる中で4人が参加されたというふうに考えるべきなのかなというふうに思うわけですが、その点についてはちょっとわかりました。

それで、この中にあります、ちょっと具体的なことを聞きたいんですけども、子どもたちの施設ということですから、職員の資格であるとか、体制であるとか、また、研修とか安全対策などが非常に重要になってくるかと思いたいますが、そういったことを判断する管理運営体制においては、これは44点になっております。80点満点の44点ですね。これは各項目、職員の配置や館長等の役割、職員の研修体制、関係機関とのネットワークの構築、施設の維持管理体制、危機管理体制、個人情報保護、情報公開、自己評価、利用者意見集約反映という小項目がありまして、恐らく、それぞれに配点されているかと思いたいますが、この点についてはどうですか。適切と考えられ、判断に当たった点はどうなのか。もしくは、

全体評価でありますから、ここの点については足りない部分があるとしても、水準は達している。水準は達していて、しかも、改善の余地がある、もしくは、それが期待できるというようなことがあるのかどうか、その点をちょっと聞かせていただきたいと思います。

○嶋野浩一朗委員長 多岐にわたりますけれども、答弁を随時、お願いしたいと思います。

日垣文化スポーツ課長。

○日垣文化スポーツ課長 まず、1点目の体育施設にかかわります危機管理体制でございますけれども、指定管理者、申請書の中のほうで提出いただいております、こちらで実施していただけるものと考えております。

続きまして、温水プールの6割に満たない点数があるということでございますけれども、各項目ごとに審査いたしまして、総合的に適正と判断いたしております。

あと、もう一点でございますけれども、効率性のところで、点のほうはかなり低いということでございますが、確かに、こちら、安藤委員がおっしゃいますように、点のほうはもう1者に比べて低いものでございますが、この点に関しましては、やはり民間の計画の中でこういうものが提出されたものだと考えております。

○嶋野浩一朗委員長 小林こども教育課長。

○小林こども教育課長 まず初めに、第1児童センターの外部委員モニタリングの件でございますけれども、児童センターにつきましては、第1児童センター運営委員会を組織し、地域の自治会長であったり、子ども・子育てに関する関係機関の方にご参加いただいている委員会がございます。そちらのほうを継続して実施していただきたいと思いますと考えております。

また、モニタリング評価につきまして、現在も行っておりますけれども、施設職員のマナーとか資質の向上、設備の保守点検、清掃、衛生管理、サービスの実施、事故防止対策のときの対応体制、災害発生時の対応体制、こういったものにつきまして、ヒアリングを実施し、それぞれ自己評価とあわせて担当課評価もしているところでございます。今後につきましても、こういった形で、第1児童センターの評価については続けていきたいと考えております。

それと、第1児童センターの評価点のうち、80点中44点といったところの職員の資格であったり、子どもたちの施設を運営していくに当たっての、本当に水準が保たれているのかといったところでございますけれども、職員につきましては、現在、5名の職員がおりますけれども、その中では、それぞれ保育士資格を持ったり、幼稚園教諭免許を持ったり、小学校教諭免許を持った職員が配置されております。子どもの目線で考えられる資格を持った職員が配置されておりますので、来年度以降もそういった方を中心とした配置をされるものと考えております。

研修におきましても、第1児童センターの特徴であります、子ども・子育てに関する研修はもちろん、社会福祉事業団全体での人権研修であったり、労務管理の研修であったり、さまざまな研修についても、事業団の一員として参画をしておりますので、今後も積極的に参加するといったことでございました。

安全対策につきましても、防災訓練、避難訓練、消防計画、防災計画、といった計画を定める、また、自主的に訓練も行うといったことも今もやっておりますので、申請書の中ではそういったこと



もきっちりうたっていただいております。

点数的には80分の44という点でございますけれども、今の研修、また、安全対策に満足することなく、さらに向上に努めるといったこともおっしゃっておりますので、期待したいと思っております。

○嶋野浩一朗委員長 暫時休憩いたします。

(午前11時4分 休憩)

(午前11時5分 再開)

○嶋野浩一朗委員長 それでは、再開いたします。

宮部生涯学習部長。

○宮部生涯学習部長 体育施設と温水プールの指定管理の件でございますけれども、まず、私ども、今回、指定管理をするに当たりまして、全て公募ということにいたしました。それは、指定管理者導入の第2次指針に基づきまして、公募ということでさせていただきます。そして、選定委員会という正当な手続のもとに、候補者を選定させていただいたということで、公正、透明性、客観性というのは、この一連の手続の中で図られているものというふうに考えております。

そこで、選定委員会なんですけれど、私も行政の一人として選定委員会に入らせていただいております。2つの案件につきまして、適か不適か判断させていただきます。

選定委員会におきましては、主に業者のプレゼンの内容をもとに審査させていただきます。体育施設におきましては9月20日、それから、温水プールにつきましては10月4日、プレゼンテーションを開催させていただきました。

体育施設につきましては、公務のために委員長が不在でございました。それから、温水プールにつきましては6名の委

員全員出席ということで。

評価につきましては、そのプレゼンテーションの終わりました後に評価をさせていただきます。その評価に基づきまして、後日、審査委員会として決定させていただきます。

体育施設につきましては5名の委員ということでございまして、その中で1項目ずつ、課長が申しあげましたように、プレゼンテーションをお聞きし、質問し、お答えをいただき、その内容に基づきまして適か不適か、1項目ずつ委員の意見をもとに決定いたして、結果として、総合的に適切であるということで、摂津市シルバー人材センターを候補者といたしております。

その中で、委員長が不在でございましたから、結果的に、それぞれの委員に適か不適かということで、その出席の委員につきましては全員、適ということで意見をいただきました。後ほど、その不在の委員長につきましては、我々の意見をもとに委員長も判断されまして、選定委員会の合意として摂津市シルバー人材センターが適切であるという結果が生まれて、私どものほうに後日、通知が参っております。そういった手続を踏んでいきます。

温水プールにつきましては、その時点で6名の評点が出ておりますので、温水プールとしては、他者よりも得点が高かったということで、その場で一応、候補者ということにはなっております。

それから、体育館は避難所となっておりますので、危機管理の問題でございまして、摂津市シルバー人材センターにつきましては、その中で、現行の指定管理者の再委託先として、摂津市シルバー人材センターの方が実際には管理いただいております。管理面につきましては、

私ども現状も適切にやっていただいておりますので、管理はできるだろうというふうに考えております。

運用につきましては、今まで、そういった形で摂津市シルバー人材センターがかかわったことはございませんので、私も非常にその部分につきましては、少し心配いたしております、私もそのプレゼンテーションの中で運用体制についてご質問させていただいております。摂津市シルバー人材センターにつきましてはやはり新しい分野を開拓するというので、今回、申し込みされまして、運用体制につきましては、現状の運用体制ではなくて、専門というか専属のそういう職員を、正の職員を置かれて、そういった連絡体制、あるいは、危機管理体制を構築していくということでご回答いただいております。

避難所につきましては、従来どおり、管理人もおりますし、それから、いざ、避難所を開設となりましたら、私ども生涯学習部の職員が避難所班としてそちらのほうに参りますので、その指定管理者と連携して、少なくとも現行どおりの体制はひけるものというふうに考えております。

それから、温水プールの件でございますけれども、総合点として、摂津市水泳連盟と他者の得点差が10点であった。その中で、項目の中で、摂津市水泳連盟が多いものもあれば、他団体が得点が高いものもあります。それで、大きく見させていただきますと、この選定の結果報告でございますけれども、指定管理者の適正についてということで、摂津市水泳連盟とA団体の中で差がございます。それから、これは摂津市水泳連盟がたくさん、得点が高い。それから、管理運営計画の効率性についてということで、他の

団体が高い得点となっております。

それで、今回の選定の基準に当たりまして、審査するわけでございますけれども、現状の指定管理の状態よりも何か新しい提案がある分については加点になるというふうな審査基準になっております。それで、現状に近い形、あるいは、少し程度の提案であれば、なかなか加点がされにくいというような基準になっておりました。図書館は個別に評価基準を定めておりましたので、図書館の60点とこれとはまた別であるというふうに考えております。

実際に、全体的に今回の指定管理につきましては、加点要素があると非常に得点が高くなるという状況がございまして、温水プールにつきましては、特に、管理運営の効率ということがございまして、実際に利用料金制を導入いたしましたので、どれだけの経費効率を提案されるかという点がございました。

実際に、他者の提案がございましたのが、温水プールの2階の事務室を利用いたしまして、そこで、例えば、書道教室であるとか、体操教室であるとか、そのような教室を開催して、利用料金を上げるというようなことで、そこで利用料金の差が出てまいりました。大きくはその点でございまして、摂津市水泳連盟につきましては、提案されておりましたのが、健康増進であるとか、医療機関との連携でありますとか、直接には経費効率に関係しない部分の安全面を強調されました関係から、計画の効率性については40点と62点ということで、非常に差が開いた結果になっております。

それから、指定管理の適正という部分につきましては、摂津市水泳連盟は平成2年でしたでしょうか、温水プールを管理されるときに摂津市水泳連盟として発

足されまして、現在まで委託、そして、指定管理ということで業務をいただいております。

他の団体につきましては、経営状況からみて事業の継続性に不安があるということで、その得点につきましては少ない得点になりました。総合点でまいりますと、結果として350点と340点の10点の差ということになりました。

選定委員会にはいろいろな委員がいらしゃいますからいろいろなご意見があります。私ども運営する部門の委員といたしましては何を重視したかといいますと、前回の文教常任委員会でもご説明させていただいておりますけれども、命にかかわるような、スポーツ施設でございますので、安全・安心面を重視させていただいたというようなところがございます。

それで、摂津市水泳連盟につきましては、プレゼンテーションの折には申しておられませんけれども、日本体育協会でございますとか、あるいは、日本水泳連盟でございますとか、そういったところから、全国で123団体が水泳教師在籍施設ということで公認されておられます。この資格は水泳の指導に当たる資格でございます、質の高い実技指導や、会員が満足できるような個々の人の年齢や性別、レベルやニーズに合わせたサービスを提供してくれるということで証明をいただいております。これは、全国で123、それから、大阪府下では3施設しかございません。

そういった中で、こういった温水プールの運営は、適切な指導をいただくという施設でございますので、私ども、そういう面も含めまして、摂津市水泳連盟ということで、選定委員会で決定いただきまして、私どもが今回、議案として上程させていただいたということでございま

す。

○嶋野浩一郎委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 宮部生涯学習部長からもご説明いただいたんですけども、評価の点数についての考え方をちょっとご説明いただいて、新たな提案があれば加点していくということでありますから、現状に近い点数はちょっと真ん中ぐらいに、その点数のつけ方、どんなものが出てくるかわからないから、こういったところの点数になってきているというようなご説明ですから、その点については理解はできました。

ただ、ほかの施設と比べても非常に低目の点数でありますので、ちょっと気になって質問させていただきました。

今回、料金だけではないということで、プロポーザル方式でのこういう評価になりますし、プロポーザル方式ということになると、客観的に判断をする材料という点でこういった評点になってきますので、どうしても点数に着目しがちになります。しかし、評点だけに着目して選ばれても、点数が低ければ、これはどうなんだと、市民的には非常に不安になってきますので、客観的にもきちんと説明、今、摂津市水泳連盟についてお話がありましたけども、こういう点で評価ができていくんだということをきちんと示していただく必要があったんではなかったかなというふうになんて改めて感じているところです。

この温水プールにつきましては、先の文教常任委員会、6月の議会で指定管理者の条例で、利用料金制度が導入されたということで、私はそのとき反対をいたしました。市の施設において、水泳を通しての体力増進の方針について、指定管理者に実質、丸投げになっていくんではないかというような危惧を申し上げたと思

ます。

今回、利用料金制度となつての応募がありますが、なかなか点数が伸びていないということが非常に気になってますし、市として新たなこういった低い評点しか出ないけども、適切だということで判断したうえで、摂津市がどうこの温水プールを活用していくかという、そういう方針というのをやはりきちんと持たないと、指定管理者任せであってはいけないというふうに思うわけですが、その点についてはちょっとどうなのかお聞かせください。

それから、体育施設についてであります。項目に沿ってやられたということでもあります。気になるのは、今までも各施設の窓口は摂津市シルバー人材センターの方が派遣されて実務に当たっておられたかと思いますが、あくまで指定管理者は摂津市施設管理公社。摂津市施設管理公社からの指示、指導のもとに摂津市シルバー人材センターから派遣された方々に仕事をしていただいたものが、今度は、施設の管理運営について、摂津市シルバー人材センターが見るということになるわけです。そうすると、指示、指導についても摂津市シルバー人材センターが働く方々にどのように指導していくのかというのが問われてくると思いますし、そこに働く人と雇用している人との関係で言うと、労働法制がきちんと遵守されているのか、労働条件が困難になっていないのか、または、非常に短期的にいつでもすげかえられてしまうということで、働く人の身分保証というのもやはり問われてくるのではないかなというふうに思うんです。

そう考えますと、一般の民間企業であったり、社会福祉法人などの外郭団体でいきますと、直接雇用の方を使ってください

いという条件が書かれておりますよね。今回の第1児童センターでもそうですし、温水プールのほうでもそうですね。直接雇用をしてくださいよということが条件にあります。摂津市シルバー人材センターというのは、組織の形態が登録されている会員に仕事をあっせんするというものですから、そこには雇用関係というのはちょっとないわけですよ。雇用関係がないけども、摂津市シルバー人材センターが指定管理者として、摂津市シルバー人材センターの会員を派遣するのか、もしくは、雇用して、身分保証をして、職場で働いてもらうのか、その点はどういうふうになるんでしょうか。

それから、同時に災害時について、避難所をあけるとか、いろいろな緊急に対応しなければならない際、摂津市シルバー人材センターの、もちろん適任者を派遣していただいているかと思いますが、高齢の方々が中心になってくると思います。非常にフレキシブルで、そして、危険を伴うような業務が発生するかもしれませんが、そういったときに、フォロー体制などがとられるのか、素早く対応がとれるのかどうか。これは、摂津市シルバー人材センターに限らず、民間会社であったり、指定管理者ですから、市の職員ではありませんので、緊急に対応したり、災害が起きても、まず、それが業務として、真っ先にそこに駆けつけるという点において、そういったことはどうなのか、可能なのか、可能だと考えておられるのか。そのところについてはちょっとお聞きしたいと思うんです。

第1児童センターについてもいろいろな項目があります。一つだけちょっと具体的に聞きたいのは、安威川以南について、第1児童センターの機能をどうするのかという項目がありました。何か新し

い提案があったのか、ちょっと聞かせて  
いただきたいというふうに思います。

ちょっとあちこちいって、大変申しわけ  
ありませんが、その点についてお聞かせ  
いただきたいといます。

それと、指定管理者選定委員会のあり  
方について、あり方といますか、選定  
にかかり、私、一番気になっている、こ  
だわっている点が指定管理者選定委員会  
についてです。

今回の3施設といますか、3つの案  
件は、いずれも温水プールについても、  
第1児童センターについても、従来から、  
指定管理者として、または、指定管理者  
制度導入前から業務を委託していた団体  
でありますし、決して不都合があるとい  
うふうには思っていないし、第1児童  
センターでは非常に地域の方々からも喜  
ばれている運用をされているというふう  
に思うわけでうけども、しかし、指定管  
理者制度をスタートさせて、公募して選  
定するという点においては、そういった  
団体も含めて、きちんと選定をすると。  
そうすると、その選定の過程を情報公開  
等、説明責任で客観性と透明性を図って  
いくということは非常に重要なスタート  
地点で、評価をする委員、それから、委  
員長が参加しないまま流れてきていると  
いうことについては、非常に疑問に感じ  
るわけです。非常に組織そのものが軽視  
されているのではないか。この軽視され  
ているとしたとすれば、今後の施設管理  
運用上、セルフモニタリングに対する評  
価であるとか、市としての評価である  
とかという点にもかかわってくることは  
ないかなというふうに思うんです。その  
点、改めて問題点、どうだったのか、ほ  
んまにこれが適切な選定と言えるのか、  
組織と言えるのか。非常に疑問です。ちょ  
っとそのことについてももうちょっとお聞

かせいただけたらと思います。

○嶋野浩一郎委員長 それでは、答弁を  
お願いいたします。

小林こども教育課長からお願いできま  
すか。第1児童センターの件。

○小林こども教育課長 安威川以南地域  
での第1児童センターの取り組み方策に  
ついての独自提案がございますかとい  
ったことを設けておりました。その中  
では、次に指定管理を継続して行って  
いただきます社会福祉事業団からは、  
現在、各小学校にあります学童保育室に  
けん玉指導に行っていておられます  
けれども、それに加えて、児童セン  
ターが行っております講座であったり、  
イベント、職員が持っているノウハウ  
なんかを公民館とタイアップした形で  
新鳥飼公民館、別府公民館、鳥飼東  
公民館にも出向いて行って、組み  
組みを広げていきたいといったご  
提案がございました。

○嶋野浩一郎委員長 宮部生涯学習部長。

○宮部生涯学習部長 温水プールと  
体育施設のご質問につきましてお  
答えさせていただきます。

これから健康増進とよりよい温水プ  
ールとしていく中でどうするのかとい  
うこととございます。プレゼンテー  
ションの中でも、先ほど、審査基準  
で加点という話をいたしましたけれど  
も、実際に、利用料金制を導入しま  
して、事業者の利益になるようなご  
提案は具体的にはございませんで  
した。我々といたしましては、そ  
ういった経費の効率よりも、健康  
増進、あるいは、安全・安心、そ  
ちらの面を強調されたことにつ  
きまして評価したものでございま  
す。

それから、今回、結果的に現の指定  
管理者が来年4月からの指定管理  
者となりました。今回、指定する  
につきまして、利用料金制も含め  
まして、それは私ども

専門ではございませんので、現の指定管理者に今後、温水プールをよくしていくために、あるいは、健康増進、あるいは、市民のサービスを向上していくためにどうすべきかということで、常々、協議も重ねさせていただいております。そういった中で、今回、公募、それから、事業提案ということでいただきました。今後につきましても、指定管理者と協議をしながら、よりよい温水プールということで進めてまいりたいというふうに考えております。

それから、摂津市シルバー人材センターの件なんでございますけれども、今回、初めて指定管理されるわけではなくて、現行でも指定管理をしておられます。実際にしておられますのは駐車場の管理といえますか、そういったところの指定管理をしておられます。そういった面から申しますと、摂津市シルバー人材センターが指定管理を受けることについては問題はないというふうに考えております。

それから、労働環境の件でございますけれども、その件につきましては現行どおりの形で、摂津市シルバー人材センターは高齢者の派遣をされる予定というふうにお聞きしております。

それから、労働条件等につきましては、もちろん平成25年度、公益財団法人という、そういった資格といえますか、とっておられますので、労働環境につきましては、そういった団体でございますので問題はないというふうに考えています。法令遵守は必ずされるものというふうに考えております。

それから、危機対応のときに高齢者がという話がございまして、実際に現状につきましても、どなたが開け閉めしておられるかといえますと、摂津市シルバー人材センターから派遣されました管理人が

しておられます。高齢と申しましても、今、お元気な高齢者がたくさん就労されておられますので、その点につきましては、全く問題ないというふうに思います。

それから、実際に現の指定管理者には運営に当たっている、総体的な指示をしている職員がおります。その方の指示に基づきまして、各施設に指示が参っております。実際に体育館につきましても、その管理人以外に、3館に館長という方がいらっしゃいます。それは、現行でいきますと、施設管理公社の高齢職員が当たっておられます。そのことにつきましては、摂津市シルバー人材センターのご提案におきましては、現行どおりの常駐の方の館長を配置していただけたらとのごございました。必ずやっていたらというふうに考えておりますので、こういったあたりの緊急の連絡体制、これも十分、配置していただけたらというふうに考えております。

○嶋野浩一郎委員長 山本教育総務部長。

○山本教育総務部長 指定管理者選定委員会のあり方というご質問でございます。

総務常任委員会にかかわるところが大半だと思いますけれども、私で答えられる範囲でお答えをさせていただけたらと思います。

指定管理者選定委員会のメンバーの皆様は、その大半が指定管理者制度と外郭団体のあり方検討委員会の段階から入っていただいている方がほぼ選定委員になっていただいているという認識をいたしております。

公平、公正を担保するためにも、そのあり方検討委員会の提言の中で、安藤委員のほうからお話もありましたように、平成22年12月28日の総務省自治行政局長通知、そのところは遵守していくようにというような指摘もあり方検討

委員会としてはございました。その旨は、ことし3月につくりました指針にも記載をいたしているところでございます。

その指定管理者制度の運用についての総務省通知でございますけれども、その中に、指定管理者制度は公共サービスの水準の確保、要請等々、最も適したサービスの提供者を選びなさいと。当然、議会の議決を得て指定するものでありますので、単なる価格競争だけではだめですよと。労働法令についても遵守していきなさいと。しかしながら、複数から事業提案できるような制度を構築しなさいと。このことは公募を意味しているのかなと思います。こういうことを遵守する、このことを強く理解しておられる選定委員方々でございますので、この運用の通知については認識していただいているところであろうかと思えます。

また、選定委員会の要綱でございますけれども、選定に当たり、公正かつ適正に行うというような文言も入っております。委員長に事故あるときは、代理の者をたて、過半数であれば会としては成立をしており、若干、委員長が欠席の場合があったかに聞いておりますけれども、宮部生涯学習部長からありましたように以後、委員長を交えて、その採点内容を総合的に総括して、最終、教育委員会のほうにその中身、報告書を頂戴しているというように、我々としては現選定委員会において、公平、公正に当然ながら運営をしていただいているものだという事は考えております。

総合的に判断しなさいという総務省通知がございますので、単なる価格競争には終わらないようにというような通知もございます。私は、個別選定委員会には入っておりませんが、それぞれの選定基準項目の中に管理運営計画の効率性

というところで、現候補者については若干、数字が低いところがあると。ここについてはやはり委託額、候補者が挙げておられる金額あたりを審査されて、付けられた点数なのかなというふうに思います。

それと、単純な金額入札ということであれば、金額だけの入札に終わり、ある一点の判断だけに特化した候補者が決定されるのかなと思いますが、そこはそうではなく総合的に判断して、複数の候補者、複数の提案者、応募者があった場合は、相対的に評価をして、その総合点で上位者を指定管理者の候補者として、今回、あげたものであるというふうに考えておりますので、その通知に沿って、理解されておられる方が選定委員でいらっしゃると思いますので、皆さん同じような基準を持って審査をされておられますので、公平、公正な選定委員会であるというふうには考えております。

○嶋野浩一郎委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 一つ、体育施設のことですね、摂津市シルバー人材センターの方が高齢ですので大丈夫ですかと。大変、今の高齢者の方には失礼な質問になったのかなというふうには思いますが、ちょっと実際、事故があったとき、もしくは、大きな災害のときに対応がとれるのだろうか、ちょっと素朴な疑問から聞かせていただいたのでお許しいただきたいというふうに思いますが、現段階でも摂津市シルバー人材センターが現場での実務をやっておられるということからの判断かと思えます。

雇用の関係ではなく、摂津市シルバー人材センターとしての派遣ということで、今までも既にやっておられるということではありますが、指定管理者に求められるものは、やはり労働条件の法制の遵守で

あったり、それから、そこで働く人たちの身分が不安定なものにならないようにということも大きな検討の材料にもなっているかと思いますが、そういった点についても、所管の部として注視をさせていただきたいということは申し上げておきたいと思います。

それから、選定委員会について、山本教育総務部長からもご説明をいただきました。ここで欠席した人が、委員長がかなり欠席されていることについては非常に疑問もありますし、しかし、ここで聞いて、部長方が答えられるかどうかという点もあるかと思いますが、私は、その評点の中身云々よりも、市として、公募による指定管理者を進めていくという点において、市民的に対して、説明責任と情報公開、客観性、透明性、きちんと図った上でこのように決めましたよ、とはっきりと示せるような選定委員会であればならないというふうに思うんです。委員長不在の選定委員会が幾つもあると。しかも2008年の総務省の通知の中には、選定において、もしか適切な評価のために、当該施設の対応に応じて、公共サービスについて専門的知見を有する外部有識者等の視点も導入することも検討すべきだというふうに書かれていますが、専門的な知見という、当該施設の公共サービスにかかわって専門的な知見を有する外部の方、内部の方ではなく、外部の方の入れるべきではないかというようなことも指摘されているわけで、選定委員会のメンバーは、もちろん、識者として2名の方、外部の方がいらっしゃるんですが、そのうちのお一人の方は候補の中の監事をやっておられる方だったりする場合がありますし、主に内部の方々が中心の選定委員会になっている点でいっても、非常に市民から見て、本当に適正、透明性、

公平性が図られているのかという点について、疑問の声が上がったときにきちんと説明ができるのかどうかという点では、その点、非常に疑問に思います。その上での委員長欠席の上での委員会が実施されて選定作業が行われて今に至っているということについては、このことについてはこの間の本会議以後、私としては判明してきたことであります。個々の中身について聞きましたけども、なかなか判断は、この文教常任委員会だけでなく、指定管理者の選定において、各所管にまたがって今、審査が行われている状況でありますので、そういったそれぞれの委員会での状況も私としてはきちんと把握した上で、最終的な判断をしていきたいというふうに思っております。今の状況でなかなか判断をしかねるような状況だということは申し上げておきたいというふうに思います。

それはそれとして、評価という点で、今後、セルフモニタリング、それから、第三者機関のモニタリングや利用者のアンケート、そして、市としての評価、それから、公表という点については、この3つの案件全て、図書館と同様に、もしくはそれに順ずる形でやっていくということで、間違いはないということでもよろしいのでしょうか。それだけ確認はさせていただきたいと思います。

○嶋野浩一郎委員長 宮部生涯学習部長。  
○宮部生涯学習部長 現行、公表いたしました評価モニタリングにつきまして、図書館がそういう形で公表させていただいております。今回、公募の案件もございましたし、随契の案件もございました。実際に現行のところ、こういった形でこれらの施設を評価、モニタリングしていくかということにつきましては、具体的にはまだ決まってはおりませんが、今後、



そういう方向で進められるものというふうに考えております。

○嶋野浩一朗委員長 よろしいですか。

ほかにございますでしょうか。

南野委員。

○南野直司委員 それでは、お聞かせいただきたいと思います。

今回の議案につきましては、議案第66号で青少年運動広場、そして、鳥飼体育館、正雀体育館、味生体育館、柳田テニスコート、くすの木公園テニスコート、スポーツ広場の7施設、そして、議案第67号、温水プール、議案第68号で第1児童センターということで、平成31年3月31日までの指定管理者指定の件ということでございます。

選定につきましては、さまざまな議論がありましたので、私自身が本当に思いますのは、市民サービスの向上があつてこそ、行財政改革が、指定管理制度の分が生きてくるのかなというふうには本当に強く思っております。市民サービスの向上を一生懸命、各施設とも取り組んでいただいておりますけれども、市民の方から低下しているということで声があるようでは、この指定管理者制度はあかんのかなと、行財政改革は崩れていくのかなというふうには思っております。

そこで、ちょっとこの際、お聞かせいただきたいと思いますけど、今回はこの9施設、文教常任委員会にまつわる施設ですけども、どのように市民の方の声を聞いて、そして、その業務に、主に管理になってくると思うんですけども、業務に反映されてこられたか、その予約体制等々も含めて、取り組みと、今後の課題ということで、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○嶋野浩一朗委員長 それでは、答弁をお願いしたいと思います。

小林こども教育課長。

○小林こども教育課長 私のほうから第1児童センターの市民サービスといえますか、市民の声を聞いてきたかという件でございますけれども、第1児童センターでは子どもが単独で来られる場合もございます。また、小さなお子さんが保護者の方と来られる場合もございます。先ほど申しましたように、保育士、幼稚園教諭、小学校教諭といった資格を持った職員が勤務しておりますけれども、やはりその年齢の子どもたち、また、保護者といった直接利用されている方の声を聞くということは大事なことでございます。そういった中では、アンケートをとったり、直接、子どもたちに声をかける、保護者の方に声をかけて、ちょっと違う場所でご相談に乗る、といったことを行われています。

それと、子どもたちが中心の施設でございますので、子どもスタッフ会議という場を設けて、施設の運営についても子どもたちの声を聞いて、どうしていったらいいんだ、どういうクラブ活動を望んでいるのか、どういうイベントがいいのか、といった声も聞いてこられたところでございます。

そういったところではいろいろ業務に反映はしてこられております。館内の飾りつけであったり、PR方法、イベント等に工夫をされてきております。今後、今の弱い点で、ホームページの作成であったり、おたよりレターの内容、特にホームページ等、情報機器を活用した情報発信として、携帯電話であったり、パソコンへの発信、こういったものが弱いと事業団自身も認識されております。今の課題として踏まえておられますので、そういったところの充実、改善を私どもも期待しております。

○嶋野浩一朗委員長 日垣文化スポーツ課長、いけますか。

日垣文化スポーツ課長。

○日垣文化スポーツ課長 体育施設と温水プールの件でございますけども、実際、施設のほうからいろんなお声をお聞きいたしております。その分につきまして、その都度対応してまいっておりますけども、これからは施設のほうと連絡を密にとりながら、業務のほうに反映させていただきたいと考えております。

あと、もう一点でございますが、今後、この課題でございますが、ご意見を頂戴いたしておりますけども、こちらからも一応、ご意見を頂戴するような取り組みのほうも考えていきたいと考えております。

○嶋野浩一朗委員長 南野委員。

○南野直司委員 ご答弁いただきまして、児童センター、しっかり、課題も情報発信がもう一つということで、小林こども教育課長が掌握されておりますので、しっかりと今後につきましても市民サービスの向上を図っていただきますよう、よろしくお願ひします。

体育施設に関しまして、僕はほんまにやっぱり一番、大事なのかなというふうに。今回のテニスコートの条例ですか、1時間早まりました、そういった利用者の方の声なのかなと思うんです。違っていたらあれですけども。条例改正も必要ですし、料金とか、それを変更される場合。やっぱり施設を管理される方と、それから、市のほうと、担当課と、そして、利用者の方と3つに、どうやったらうまいことみんなが楽しく利用できるかということは常に考えながら運営していかないとあかんのかなというふうに思います。私も議員になる前は自動車の整備士をさせていただきまして、自動車会社に勤め

ておったんですけども、しょっちゅう、業務改善ということに取り組みさせていただきまして、お客さんの声をどうやって仕事に反映していくのかというふうに検討したのを思い出します。しっかりと定期的にスケジュールをやっぱりきっちり組んでいただいて、そういう協議の場を今も設けていただいていると思いますけども、どんな声があるのか、どうやって反映していくのか、それを常に検討していくのが本当に今後、大事になってくるかなと思いますので、どうかよろしくお願ひいたします。要望としておきます。

○嶋野浩一朗委員長 東委員。

○東久美子委員 市民サービスの観点でお尋ねします。

選定された業者だけの力で解決できない問題もあるかなと思うので、それにかかわってなんですけれども、味生体育館の駐車場なんですけど、通行にかかわって、近隣の住民の方と少し課題があるように聞いているんです。その辺を一つの団体、管理団体だけで対応できることなのか、また、市のほうでどのようにそのあたりの課題について取り組まれるのか、お聞かせください。

○嶋野浩一朗委員長 日垣文化スポーツ課長。

○日垣文化スポーツ課長 味生体育館のほうからいろいろ問題は実際にお聞きいたしております。何ほかにいただいております。その都度対応させていただきまして、現在では問題なく使用いただいていることと考えております。

○嶋野浩一朗委員長 よろしいですか。

東委員。

○東久美子委員 そうしたら、今、お聞きしましたので、指定された業者任せにできない部分もあるかと思っておりますので、そのあたり、市民にとって使いやすい施

設になるように、今後もよろしくお願  
いいたします。

○嶋野浩一朗委員長 大澤委員。

○大澤千恵子委員 済みません、間もな  
くお昼もきますのであれですけど、先ほ  
ど、安藤委員がおっしゃったように、今  
回、公募ということで、公平性、それか  
ら、透明性を担保していくということで  
今回、公募されたわけでございます。質  
問内容は先ほど安藤委員のほうがたくさん  
おっしゃいましたので、これについては  
私も控えさせてもらいますけれども、  
南野委員がサービスの向上ということで、  
指定管理はやはりサービスの向上をする  
ことを目的に指定管理をされているとい  
うこともやはり一番大事なことなのかな  
というふうに思います。

それで、今、ご質問があった中で、2  
つだけ質問させていただきたいと思いま  
す。

まず、1つはこの指定管理者の選定に  
ついての報告書、これはきょう、配られ  
ました。しかし、これは平成25年10  
月に報告書がまとめ上がっているのかな  
というふうに思いますので、やはりもう  
少し早く私たち議員にもいただきたいな  
ということがまず1つ。

それから、この中に、総務常任委員会  
の関係だと思っておりますけど、選定審査の  
募集要項の配布期間から受付期間、これ  
はもちろん総務常任委員会の管轄だとい  
うことは重々よくわかっておりますけれ  
ども、この中で、指定管理の日程、これ  
を見ておきますと、質問の受付期間が余  
りにもばらばらだというふうに感じます。  
まず、質問の受付期間が2日のところも  
あれば、3日のところもあり、14日の  
ところもあると。それから、申請書の受  
付期間が20日のところもあれば、たっ  
た8日のところ、それから、6日、これ

は教育委員会の管轄としたら、非常に教  
育委員会の管轄は短い期間の受付期間で、  
質問の受付期間が短く、申請書の受付期  
間も短い。特に、教育委員会の管轄は少  
なくなっております。これは市民の側か  
ら、また、業者の感覚からすると、やは  
り入り口が非常に狭いんじゃないかとい  
うふうに捉えられがちだというふうに思  
うんです。これをやはり疑問に思うこと  
は、私は、教育委員会として必要ではな  
いかなと。特に、指定管理、温水プール  
だけでも年間で8,000万円、それか  
ら、体育施設4,000万円、5,00  
0万円、こういったお金が年間に動くわ  
けでございますので、ある意味、説明会  
の開催から申請の受付期間、少しやは  
り余裕を持って、私は指定管理の受け付  
けをするべきだなというふうに、教育委員  
会自体も疑問に思っていたきたいな  
というふうに思います。

でないとはやはり、こういう言い方はど  
うかと思うんですが、やはりできレース  
じゃないかというふうに思われがちになっ  
てくるというふうに思います。

新たにこれから頑張って、私たちも指  
定管理を受けたいと思っている業者、こ  
ういったところが、やはり自分たちには  
経験がない。以前にやっていた指定管理  
のところのほうがノウハウもあるわけ  
ですから、もちろんそのやり方もわかっ  
ているわけです。ですから、シャットアウト  
されているんじゃないかというふうに  
捉えられがちになってくるんじゃないか  
なと思いますので、そういった総務常  
任委員会の内容だと思しますので、ぜひ  
とも教育委員会のほうからも、自分たち  
の管轄をしている指定管理に関しましては、  
しっかりと選定業者を公平、透明性を確  
保するためにも言っていたきたいな  
というふうに思います。これは要望とさせ

ていただきます。

○嶋野浩一朗委員長 わかりました。

ほかにございせんか。

以上で質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

(午前11時56分 休憩)

(午前11時57分 再開)

○嶋野浩一朗委員長 再開いたします。

続いて、議案第87号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

安藤委員。

○安藤薫委員 ちょっと確認させていただきます。

今回、テニスコートが開始時間が1時間早まると。今までも夏場においては8時からあけていたものを、冬場においても、1年を通して1時間早めてスタートさせるということで、利用者にとってみると、これはありがたいことだというふうに思います。そういう点で、指定管理者の応募の段階から既に、8時からやるんだということでの応募要項にもなっておりますから、早くからそういった方針を持っておられたかと思えます。先ほど、南野委員からお話がありましたが、これは市民の要望が多くあったからこういったように対応していくということを内部で検討して、指定管理者に応募のときにこのような条件をつけてやられたということでしょうか。それとも、内部的に市民の要望というのは内部で検討して出されたということなのか。その経過だけちょっと教えていただきたい。

○嶋野浩一朗委員長 飯野文化スポーツ課長代理。

○飯野文化スポーツ課長代理 安藤委員の質問にお答えいたします。

くすの木公園テニスコートの開場時間の変更につきましては、そういった利用団体からの要望があり、こちらといたしまして検討した結果、特段、問題もございませんし、市民サービスの向上につながることで、今回、上程させていただいたということでございます。

以上です。

○嶋野浩一朗委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 体育施設等は多くの市民の方々が利用されていますし、いろいろな要望があると思います。温水プールしかり、体育館しかり、それから、スポーツセンターから多目的施設として変わっていくような施設もありますが、利用者の要望を聞く窓口をきっちりと、指定管理者であったとしても持っていて、そのサービスの向上に向けて、指定管理者からの提案、同時に市としてもその声に耳を傾けて、市としても主体的にサービス向上に向けた指定管理者との働きかけをやっていただきたいと要望しておきたいというふうに思います。

テニスコートにかかわっては、今年度はテニスのコート面などの大規模改修等も予定されているということで、たくさんの方の利用の方がいらっしゃいますから、工事の間は利用できなくなると思います。同時にやられるということではないというふうには聞いておりますが、その点についても利用者の方々の声も聞いていただいて、速やかに、そして、安全に改修のほうもしていただくこともあわせて要望しておきたいと思えます。

○嶋野浩一朗委員長 ほか、ございますか。よろしいですか。

以上で質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

(午後0時 休憩)

(午後0時2分 再開)

○嶋野浩一朗委員長 それでは、再開いたします。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗委員長 討論なしと認め、採決いたします。

議案第60号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○嶋野浩一朗委員長 全員賛成、よって本件は可決すべきものと決定いたしました。

議案第66号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○嶋野浩一朗委員長 出席委員による全員賛成、よって本件は可決すべきものと決定いたしました。

議案第67号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○嶋野浩一朗委員長 出席委員による全員賛成、よって本件は可決すべきものと決定いたしました。

議案第68号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○嶋野浩一朗委員長 出席委員による全員賛成、よって本件は可決すべきものと決定いたしました。

議案第87号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○嶋野浩一朗委員長 全員賛成、よって本件は可決すべきものと決定いたしました。

これで本委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

(午後0時3分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定によ

り署名する。

文教常任委員長 嶋野 浩一朗

文教常任委員 大澤 千恵子